

入札監理小委員会における審議結果の報告

通訳案内士試験事業

(独)国際観光振興機構における通訳案内士試験事業については、平成20年中に入札公告し、平成21年度試験分から落札者による事業を実施する旨、公共サービス基本方針(別表)に定められている。これに基づいて、(独)国際観光振興機構より提出された実施要項(案)について、入札監理小委員会において審議したのでその結果(主な論点とその対応)を以下のとおり報告する。

1. 対象事業の範囲等

- (1) 電子申請に係る業務を民間競争入札の対象とすべきではないか。既に構築済みのシステムがあるのであれば、その運用を民間業者に行わせることが可能ではないか。(P4、2(2) ハc)

<対 応>

電子申請システムは、機構が外部より基本となるシステムをその都度調達(借用)し、電子申請用にカスタマイズして使用しているだけであって、システム自体を保有している訳ではない。電子申請システムの運用も、基本システムの調達と一体的に行うのが最も経済的であるので、本業務については、従来どおり機構の業務とした。ただし、願書申請業務について、電子申請と書面申請とで別業者が行うことは効率的でないと考えられるため、今後は電子申請業務も併せて対象とできるよう、システム調達のあり方等を再検討していく旨機構と確認した。

- (2) 海外への試験問題等の発送について、機構の関与(外務省との調整)を記載する必要があるのではないか。また、発送以外の海外業務についても必要に応じて機構が協力できる体制にあることを記載する必要はないか。(P3~5、2(2) イロニde)

<対 応>

海外業務について必要に応じて機構が協力する旨記載した。

2. 請負報酬の支払い

- (1) 報酬は各年度の事業終了後に支払うこととされているが、民間事業者の資金調達に係る負担軽減の観点から、例えば3ヶ月ごとの実施状況の報告の際に支払う等、部分払いとすることが可能か。(P9、2(4))

< 対 応 >

受託事業者の資金調達に係る負担軽減の観点から、受託事業者は筆記試験業務終了後（筆記試験に係る合否通知発送後）、当該業務までの報酬額の部分払いを請求できることとした。

- (2) ディスインセンティブについて、5%を上限として減額となっているが、民間事業者の予測可能性を高める観点から、具体的な額の算定基準を定めることが可能か。(P10、2(5))

< 対 応 >

ディスインセンティブについては、5%を上限にペナルティポイント制による減額を基本として要項を修正した。機構は、各年度の請負報酬の額から当該減額措置により割引いた額を、当期の支払額として算定する。なお、累積ペナルティポイントが100ポイント以上になったときは、機構は契約を解除できるものとし、機構が契約を解除した場合には、各年度の請負報酬の額からの減額を行わず、民間事業者は当該契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として機構に納付することとした。また、ミスの数に対するペナルティポイントへの反映のさせ方等については、更なる検討が必要と考えられるものの、まずは機構の提案内容により事業を実施し、その実施状況を踏まえながら、次回の事業に活かしていくことが必要である旨機構と確認した。

3. 入札参加資格

入札する業者の業務が試験に関係しているような場合（資格試験の専門学校等）を想定し、制限を設けるべきか。または業者の中でファイアウォールを作らせる等の規定とするか。(P11、4(2))

< 対 応 >

契約に基づき民間事業者が講ずべき措置として、請負事業を実施している間、通訳案内士資格取得を目的とした講座を開設又は講習会を開催等してはならない旨記載し、当該入札参加資格には記載しないこととした。

4. 落札者が決定しなかった場合の措置

実施に入札に参加してくる業者があるかどうか不明な状況だが、公平性を損なわない範囲でマーケットサウンディングを行うことが可能か。(P14、6(3))

< 対 応 >

機構によるパブリックコメントの結果、1社からしか意見がなかったため、別

途試験運営事業者等にヒアリングを行なった。この結果、試験問題案作成や口述試験委員の確保について不安視する意見が見られたことを踏まえ、当該業務については必要に応じて機構が協力する旨を実施要項に記載した。仮に落札者が決定しなかった場合には、再度事業者へのヒアリングを行ないつつ、必要に応じて業務範囲の見直しを行なうこととした。

以上